

# 下水道のお知らせ

## 下水道への接続は 3年以内に

### ◆接続工事は 指定工事店で

### ◆下水道使用料算定人数の 変更申請について

一般家庭	30万円
事業所等	35万円+加算金 (加算金の詳細は水道課又は各支所ふるさと振興課へお問い合わせください)

すでに下水道の供用が始まっている区域では、各家庭での下水道への接続は、供用開始から3年以内となっています。接続工事がまだのご家庭は、1日も早い接続をお願いします。

### ◆下水道分担金 について

旧大山町で、公共ますをすでに設置されている方でも、平成21年4月1日以降に下水道に接続される方は、下記の分担金が必要になります。

#### 各家庭での下水道の接続

工事やトイレの水洗化工事

は、必ず大山町が指定した

「大山町排水設備指定工事

店」へお申し込みください。

「指定工事店」以外の工事

店で工事をすると、無効工事となり工事のやり直しをしていただくことになります。

「大山町排水設備指定工

事店」の名簿は、大山町

ホームページのトップペー

ジ（暮らしの情報↓暮らし

↓上下水道↓下水道）にも

掲載しておりますが、ご入

用の方は、水道課・各支所

ふるさと振興課に準備して

いますので、ご利用ください。

一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数を基に算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人の数の変更ができます。

変更申請は随時受付けていますので、次の事由に該当し、算定人数の変更をご希望の方は、水道課・各支

所ふるさと振興課へお問い合わせください。

なお、承認期限は毎年3月末までです。翌年度も継続して人数変更をご希望の場合は、3月中に申請が必要です。

#### 【該当事由と添付書類】

①老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設等に1

年以上入所の場合↓施設の

証明書が必要

②その他の事情により1年以上居住していない場合

（学生・単身赴任は該当しません）↓区長・民生委員等の証明書が必要

### ◆申請場所及び問い合わせ先

名和分庁舎水道課

☎ 0859-54-5204

大山支所ふるさと振興課

☎ 0859-53-3186

中山支所ふるさと振興課

☎ 0858-58-6116